

令和3年度

国公立用

奈良県高校生等 奨学給付金



教科書費、教材費など
授業料以外の教育費を支援する
返還不要の給付金です。

次ページの支給要件のどちらかに該当
し、奨学給付金を希望される場合は、
期日までに在学する学校へ必要書類
を提出してください。

この給付金は、国公立の高等学校等に在学している高校生向けのものです。

詳細については、在学する高等学校等の担当者までお問い合わせください。

通常版と家計急変版は、対象者が異なります。両方は申請できません。

保護者等全員の令和3年度(令和2年分)課税証明書で
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)、または
生活保護(生業扶助)受給証明書が発行される場合は、
こちらで申請してください

非課税世帯

対象者

7月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

- 保護者等が奈良県内に住所を有していること
※県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税(0円)、または
生活保護(生業扶助)受給世帯であること(均等割は1円以上でもOK!)
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校学び直し支援金の
補助対象となる者、または高等学校等専攻科の修学支援金の補助対象となる者

【注意事項】

- ※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
- ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されている場合は対象外です。
- ※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税及び市町村民税の所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

支給額(年額)

生業扶助受給世帯	32,300円
全日制・定時制	110,100円【第1子】
	141,700円【第2子以降】
通信制・専攻科	48,500円



※新入生に対する早期支給の認定があった方は、上記の額から、早期支給額を差し引いた金額が支給額となります。

支給日

【在学する高等学校等の設定する期限までに提出】

提出期限後は受け付けできませんので、必ず提出期限内に申請書等を在学する高等学校等に提出してください。

- 第一次提出期限までに提出されたもの
→審査のうえ、10月末頃支給予定
- 第二次提出期限までに提出されたもの
→審査のうえ、12月末頃支給予定

※提出書類に不備等があった場合は、支給が遅れる可能性があります。

通常版と家計急変版は、対象者が異なります。両方は申請できません。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、
保護者等の失職等により家計急変が生じた世帯について、保護者等全員の
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当(0円)まで収入が激減されている場合は、
こちらで申請してください

家計急変世帯

基準日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

- 保護者等が奈良県内に住所を有していること
※県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税(0円)ではなく、予期せぬ事象
により収入が非課税相当まで減少していること
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校学び直し支援金の
補助対象となる者、または高等学校等専攻科の修学支援金の補助対象となる者

【注意事項】

- ※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
- ※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）
が措置されている場合は対象外です。
- ※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

支給額(年額)

生業扶助受給世帯	32,300 円
全日制・定時制	110,100 円【第1子】 141,700 円【第2子以降】
通信制・専攻科	48,500 円

※7月2日以後に家計急変が発生した場合は、申請があった日の翌月以降（申請日が初日の場合は、その月）の月数に応じた額を支給

提出期限

【在学する高等学校等の設定する期限までに提出】

提出期限後は受け付けできませんので、必ず提出期限内に申請書等を在学する高等学校等に提出してください。

令和4年2月16日までに在学する高等学校等から県教育委員会へ提出

- 7月1日以前に家計急変が発生

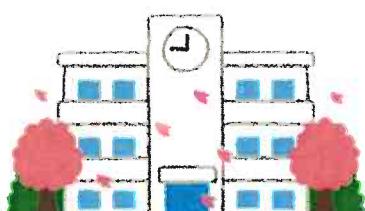
→上記の給付額を支給

- 7月2日以後に家計急変が発生

→申請日により給付額が異なります。

- 振込日

審査後、支給決定された方へ隨時振込みます。



奨学金給付金 Q&A



【質問】「道府県民税及び市町村民税の所得割」は何で確認したらいいですか？

【回答】

6月頃に勤務先から配付される「特別徴収税額の決定・変更通知書」または、
7月以降にお住まいの市町村役所で発行される、(非)課税証明書で確認してください。
※源泉徴収票では、道府県民税及び市町村民税の所得割は確認できません。

【質問】生活保護（生業扶助）受給証明書はどこで発行してもらえますか？

【回答】

福祉事務所で「生活保護(生業扶助)受給証明書」を発行してもらってください。
※日付は「7月1日」以降

【質問】家族に高校生等が2人いますが、1人分しかもらえないのですか？

【回答】

いいえ、高校生等が2人以上おられる場合は、生徒1人ごとにそれぞれが在学する高等学校等へ申請することにより人数分が支給されます。



【質問】〈非課税世帯〉と〈家計急変世帯〉は両方申請できますか？

【回答】

要件が異なるため、両方は申請できません。

【質問】〈家計急変世帯〉で昨年度認定されたが、家計急変状態が継続している場合申請できますか？

【回答】

所得割が非課税（0円）ではない場合で、家計急変状態が継続していれば〈家計急変世帯〉で申請できます。

必要書類

申請書等については、在学する高等学校等の事務室等で配付されます。

また、県教育委員会事務局学校支援課のホームページから
ダウンロードすることもできます。

◆奨学給付金のホームページ

奈良県 国公立奨学給付金

検索